

## 1. キャンペーン概要について

1. 延長分のキャンペーンはいつからいつまでですか？

3月31日(金)～6月30日(金)泊(7月1日チェックアウト)までが対象です。

但し、下記の期間は助成対象外となります。

4月29日(土)～5月7日(日)泊(5月8日(月)チェックアウト分まで)

**※宿泊施設へ直接予約をする場合(宿直)は予算の上限に達する見込みのため、令和5年5月12日(金)まで受付の予約については、これまで同様令和5年6月30日(金)までの宿泊が助成の対象となりますが、5月13日(土)以降は予約の受付を終了させていただきます。**

2. 割引額はいくらですか？

1人1泊あたり最大20%以内、1人あたりの上限3,000円以内の範囲内で割引を受けられます。

円単位で割引し、円未満は切り捨てとなります。

加えて、地域限定クーポン(ながさきPAY)を平日2,000円分、休日1,000円分付与します。宿泊事業者(宿直販売・OTA・非対面販売分を含む)にて必ず発行・配布をお願いします。

3. キャンペーンを利用の場合は、どんな書類の確認が必要ですか？

キャンペーン利用には、

①**公的証明書(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、島民カード等居住地の確認ができるもの)**

②**ワクチン3回目以上接種済証、又はPCR検査・抗原定量検査(宿泊日の3日前以内)・抗原定性検査(宿泊日の前日か当日)の陰性の検査結果通知書などが必要**です。

なお、ワクチン接種証明については、「同居」する親等の監護者が同伴する場合を条件に、12歳未満は不要です。

**※ワクチン・検査要件の廃止措置の公表以前に予約したお客様に対し、ワクチン・陰性の検査結果の確認が不要となったことについて、ご案内をお願いします。(特に、検査を予定しているお客様に必要な検査を受けてしまうことの無いよう対応をお願いします。)**

③宿泊割引申請書兼地域限定クーポン受領書 の 2 点が必要です。

4. “ワクチン接種歴(ワクチンを3回接種済であるもの)または検査結果(有効期限内のもので検査結果が陰性のもの)の提示“がなぜ必要なのですか？

本キャンペーンでは、国が公表している「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」等のガイドラインに則した対応を国から求められております。この「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ」を基に、ワクチン接種歴(ワクチンを3回接種済であるもの)または検査結果(有効期限内のもので検査結果が陰性のもの)の提示が必要となっております。

5. ワクチン接種証明書類は原本の確認が必要ですか。

ワクチン接種証明については原本を撮影した画像や写し等でも構いませんが、キャンペーン利用者本人のものとなる必要となります。その他、3回目のワクチン接種済がわかる接種券、民間の検査機関等で発行される検査結果通知書等の原本を撮影した画像及び写しでも確認書類として代用可能です。

6. 宿泊施設にチェックインの際、本人確認は必要ですか？

宿泊者全員の本人確認、住所確認をお願いします。確認については、運転免許証、健康保険証(両面)、マイナンバーカードなどの提示が必要となります。ただし、学校等の活動に係る利用、同一事業所の企業等が参加する団体旅行においては、特例として学校・事業所の所在地を居住地とみなすため、参加者全員分の確認は不要です。

## 2. 利用条件について

1.3月21日以前の既存予約も対象になりますか？

対象となりません。

2.利用人数や泊数などに制限はありますか？

利用人数に制限はありません。泊数は、1回の予約につき7泊までが対象です。

3.居住地によって利用制限はありますか？

ありません。日本国内に居住の方が対象です。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により今後、利用制限を設ける場合があります。

#### 4.ビジネスの出張でも利用できますか？

利用できます。但し修学旅行を引率する先生など公費による出張は対象外です。

※修学旅行の引率教員・カメラマン・看護師等の取扱いについて

※○：対象 ×：対象外		引率教員	看護師	カメラマン	添乗員	乗務員
公立	学校負担×	生徒負担×	×	○	×	×
私立	学校負担○	生徒負担×	×	○	×	×

#### 5.4名で宿泊予定のお客様のうち、1名がワクチンの接種済証の持参を忘れました。

その場合、全員割引の対象外となりますか？

証明書を忘れた方のみキャンペーン対象外となります。

#### 6.「日帰り入浴プラン・日帰り入浴屋食付きプラン」は割引の対象としてよいですか？

宿泊施設が販売する日帰り入浴プラン等は対象外となります。

#### 7.訪日外国人旅行者でも利用できますか？

日本国内に居住している方が対象ですので、利用できません。

#### 8.日本へ一時帰国中の海外在住者は対象になりますか？

対象者は、日本国内居住者に限られています。

海外在住者で一時帰国中の方は、現在日本国内での居住実態がないため、対象外となります。

#### 9.添寝の子供も割引対象になりますか？

予約内容に乳幼児(料金の発生を問わず)が含まれている場合は割引対象となります。

しかし、無料乳幼児をカウントした結果、対象宿泊商品下限(平日 3,000 円、休日 2,000 円)を下回った場合、全員分が対象外となり、また地域限定クーポン(ながさき PAY)の付与もできなくなるため注意が必要です。

#### 10.子供の本人確認は必要ですか？

必要です。本人確認書類については、健康保険証(両面)、マイナンバーカード、住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)等の原本となります。

11. 市町村が行う助成制度と併用できますか？

併用は可能です。

その場合、市町村が行う助成制度の割引額を先に引いて、その後の宿泊代金に対して本キャンペーンを適用します。

結果として、割引後の宿泊代金が1人1泊あたり平日 3,000 円／休日 2,000 円未満となった場合、販売助成金の対象外となりますので注意が必要です。

12. 企業の福利厚生等の組織会員向けの割引との併用は可能ですか？

併用可能です。

その場合、割引額を先に引いて、その後の宿泊代金に対して本キャンペーンを適用します。

結果として、割引後の宿泊代金が1人1泊あたり平日 3,000 円／休日 2,000 円未満となった場合、販売助成金の対象外となりますので注意が必要です。

13. 宿泊予約サイト等の会員向けクーポンや個人所有のポイントとの併用は可能ですか？

併用可能です。

その場合、会員向け割引クーポンを先引きした宿泊代金が基準となります。

割引クーポン利用後の旅行代金が1人1泊あたり平日 3,000 円／休日 2,000 円未満となった場合、販売助成金の対象外となります。

また、個人所有のポイント等は現金と同様の支払い手段として利用する場合については割引後の宿泊代金の支払いにご利用いただけます。

14. キャンセル料は割引前の代金が対象ですか？

割引前の代金を基に、キャンセル料は算出されます。

15. 割引は税込みの宿泊代金、旅行代金に対してですか？

消費税および地方消費税を含めた金額が割引の対象になります。入湯税については、入湯税の金額があらかじめ宿泊代金に含まれている場合は割引の対象になりません。

16. 平日・休日の考え方は？

宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日（土・日・祝日）の場合には、その宿泊日は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱います。

6月30日までのカレンダーにおいては、土曜日のみが休日扱いとなります。

17. コロナに感染したため、やむを得ず宿泊を中止されたお客様の取消料はどうなりますか？

取消料の補填はございません。お客様負担となります。

18. 団体旅行のバスの乗務員、添乗員は助成の対象となりますか？

助成の対象となりません。

19. 従業員や役員が自社の宿泊施設に宿泊する場合は助成の対象となりますか？

役員や従業員が自社の施設に宿泊する場合は、有料の場合であっても割引対象外となります。また、その家族などの利用も、不正受給の誤解を招く恐れがありますので、極力控えていただきますようお願いします。

20. 4月1日に長崎市において導入される宿泊税の取扱いはどのようになりますか？

宿泊税については、入湯税同様、予約した際にあらかじめ宿泊・旅行代金に含まれる場合に限り、割引対象額に含めて構いません。

税額については、割引前の金額に対して、算出してください。

21. キャンペーンを適用可能な商品について、ワクチン・検査要件の廃止措置公表以前(4/27 以前)に、同要件を満たせないうえ、キャンペーンを適用せずに予約した宿泊は、支援対象となりますか？

支援対象となりません。

### 3. 宿泊割引申請書兼地域限定クーポン受領書について

1. 宿泊割引申請書・兼地域限定クーポン受領書の記入を間違えたのですが訂正は可能ですか？

「1. 宿泊代表者」の欄のみ、訂正可能です。この場合、二重線で取消し、空きスペースに修正内容を記載してください。「2. クーポン受領書」欄は訂正ができませんので、利用者へ新しい書面への書き直しを依頼ください。

2. 2連泊する場合は宿泊代金割引申請書兼地域限定クーポン受領書を2枚記入する必要がありますか？

1枚で記入いただけます。チェックイン日とチェックアウト日ほか、必要事項を記入してください。

3. 団体に宿泊する場合、宿泊代金割引申請書兼地域限定クーポン受領書の記入どうすれば良いですか？

宿泊代金割引申請書兼地域限定クーポン受領書については、代表者が発行された枚数分の合計金額および内訳欄についても記入・クーポン受領の署名をお願いします。

## 4. 地域限定クーポン(ながさき PAY)について

1. 地域限定クーポン(ながさき PAY)の対象者を教えてください。

クーポン対象者は宿泊割引を受けられた方です。

宿泊割引を受ける条件は

日本国内に在住していること

長崎県内の対象宿泊施設への宿泊及び旅行商品であること(旅行会社が販売する旅行商品(日帰り含む)も対象)

平日 3,000 円以上、休日 2,000 円以上(税込)の宿泊代金及び旅行商品であることとなります。

2. 宿泊グループ内に利用条件を満たさない人が含まれる場合、地域限定クーポン(ながさき PAY)のお渡しはどうしたらよいですか？

グループ内に利用条件を満たさない参加者を含む場合は、利用対象の方のみ配布対象となります。

3. 地域限定クーポン(ながさき PAY)の宿泊施設での配布対象は？

**宿泊施設直接割引分、OTA分、旅行会社販売分のうち非対面での商品については、宿泊施設での発行・配布をお願いします。**

額面は、平日 2,000 円分、休日 1,000 円分を付与してください。

なお、旅行会社販売分のうち非対面での商品については、旅行会社から事前に発行依頼の通知が届くように旅行会社に通知しています。

4. 万が一、旅行事業者が事前に配布できていなかった場合には、どの様に対処したら良いでしょうか？

旅行会社との連携によって、例外的に宿泊施設で配布するなど利用者に迷惑が掛からない様に対応してください。

また、その旨を新規発行画面の備考欄に残すよう、お願いします。

5. 地域限定クーポン(ながさき PAY)を使える期間は？利用店舗はどこですか？

チェックイン日からチェックアウト日までで利用でき、長崎県内のキャンペーン登録取扱店舗で利用できます。

利用できる店舗は、region PAY(ながさき PAY)アプリ及びながさき旅ネット内の「全国旅行支援特設ページ」にある「宿泊施設・加盟店検索」より検索できます。

また「ながさきで心呼吸の旅キャンペーンクーポン加盟店」とステッカーが店舗に貼付されています。

6. 地域限定クーポン(ながさき PAY)を宿泊前にもらいたいというご要望について宿泊施設に到着前(チェックイン前)のお渡し(宿泊施設からの事前送付を含む)は不可です。

7. 地域限定クーポン(ながさき PAY)を使わない場合、払い戻しはありますか？

払い戻しはありません。

8. 地域限定クーポン(ながさき PAY)は、おつりはありますか？

おつりはありませんが、1円単位での利用が可能です。

9. 地域限定クーポン(ながさき PAY)を紛失(破損)した場合、再発行してもよいですか？

地域限定クーポン(ながさき PAY)の再発行はできません。

10. 連泊でクーポンをお渡しした後に一部キャンセルになった時は？

お渡し後のクーポンのキャンセルできません。お渡ししたクーポンの金額を、宿泊事業者がお客様から現金で回収してください。

回収した現金については、本事業の清算のタイミングでの、事務局へのお振込み等によるお手続きとなりますので、事務局よりお知らせがあるまでは預かり金として保管頂きますようお願いいたします。

11. 添い寝の乳幼児は地域限定クーポン(ながさき PAY)をもらえますか？

予約内容に乳幼児(料金の発生を問わず)が含まれている場合もお渡しの対象となります。

しかし、無料乳幼児をカウントした結果、対象宿泊商品下限（平日 3,000 円、休日 2,000 円）を下回った場合、全員分が対象外となり、地域限定クーポン（ながさき PAY）の付与もできなくなるため注意が必要です。

12. 宿泊代金の精算に地域限定クーポン（ながさき PAY）を利用しても良いのでしょうか？

使用できません。

13. 地域限定クーポン（ながさき PAY）の利用について、宿泊者が宿泊プランとは別途で料理、飲料などをご注文された場合、そちらの料金にクーポンは使えるのでしょうか？

宿泊施設が地域限定クーポン加盟店として登録されている場合は、ご利用いただけます。（あらかじめプランに含まれているものには利用できません。）

14. 2 か所の予約サイトより1泊ずつ 2 連泊で予約が入った場合、2 連泊としてクーポンを扱ってよいですか？

2 連泊としてクーポン発行は可能です。

## 5. 本人確認、住所確認など確認書類について

1. 確認に必要な書類はどのような書類ですか？

**<本人確認書類(有効期限内のもの)> ※原本**

**公的証明書が必要**であり、具体的にはマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、健康保険証（両面）、マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等 3 か月以内に発行されたものに限りません。

2. 宿泊日当日、本人・居住地確認書類の確認ができない場合はどうすれば良いですか？

後日送付などでの提示は認められないことから、キャンペーンの対象外です。



3.宿泊予約申込は旧姓で予約しましたが、チェックイン当日の本人確認書類が新姓である場合はどうすれば良いですか？

本人確認書類で旧姓・新姓を問わず本人が特定できた場合、キャンペーンの対象となります。

4.ワクチン接種・陰性証明はどのような書類の確認が必要ですか？

ワクチン3回目以上接種証明書・PCR検査、抗原定量検査の(陰性の)検査結果通知書(宿泊日の3日前以内)・抗原定性検査の(陰性の)検査結果通知書証明書(宿泊日の1日前以内)

-

5.お客様がワクチン3回目以上の接種済証(又は陰性証明)を忘れた場合どうしたらよいのでしょうか？

旅行催行当日またはチェックイン時に必要書類をお持ちでない方は、キャンペーンの適用はできません。

-

6.ワクチン接種証明書は海外接種証明書でも有効ですか？

海外発行のものについては、厚生労働省が有効と認めているものについて以下 URL [https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate\\_to\\_Japan.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf) で示されており、これに該当するものであれば全国旅行支援の対象となります。

-

7.子どももワクチン接種証明又は陰性証明の確認が必要ですか？

12歳未満については、「同居する」親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明(3回)又は陰性証明の提示ができれば、提示不要です。

ただし、12歳未満であっても監護者の同伴がない場合または監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合については、本人のワクチン接種証明(2回)又は陰性証明の提示がないとキャンペーンを利用できません。

8.宿泊日に12歳の誕生日を迎える子供の陰性証明の確認は必要ですか？

チェックイン時に12歳であれば、必要です。連泊中の滞在中に12歳を迎えた場合は不要です。

9.検査陰性証明は市販の検査キットでも有効ですか？

無効です。事業者(検査機関)が発行した証明で、受検者氏名・検査結果・検査方法・検査所名証明書・検体採取日・検体管理者氏名・有効期限が記載された証明書が必要です。

10. ~~検査が可能な医療機関・検査機関を教えてください。~~

~~厚生労働省、県 HP に一覧が掲載されているため、ご確認ください。詳細については、各機関へ直接お問合せください。~~

-

11. ~~有効期限（有効時間）切れの証明書は有効としてよいですか？~~

~~無効です。~~

-

12. ~~3 回目のワクチン接種証明は、14 日以上経過など要件がありますか？~~

~~ありません。3 回目の接種証明については、接種日以降、有効な証明となります。~~

-

13. ~~4 回目の接種証明書も有効ですか？~~

~~4 回目の接種証明書の提示でも可です。~~

14. ~~新型コロナウイルスの罹患証明書を PCR 検査などの陰性証明書の代用とすることはできますか。~~

~~できません。~~

15. ~~施設（県）またぎで連泊をする場合、陰性証明書は都度の提示が必要ですか？~~

~~施設（県）の移動を伴う場合、初泊にて陰性証明の確認ができれば、その旅行全体に適用です。（当該旅行期間中の再度の検査は不要）ただし、2 泊目以降は初泊でないことの証明が必要です。（初泊の施設が発行した宿泊割引の証明書や領収書等）~~

16. ~~旅行会社経由の予約の場合は、身分証明書・ワクチン接種証明の確認は必要ですか？~~

~~旅行会社経由（OTA・非対面販売以外）の予約については、身分証明・ワクチン証明の確認は旅行会社で行いますので不要です。ただし、OTA・非対面販売経由の予約については、陰性証明書について事前確認ができないため宿泊施設での確認をお願いします。~~

17. **5 月 8 日以降も本人確認は必要ですか？**

居住地確認や不正対策の観点から、**本人確認の利用条件は引き続き必要**となります。

## 6. 予約管理システムについて

1. ~~予約入力、実績報告は後からでも可能ですか？~~

予約管理システムにて入力いただいた内容をもとに予算執行状況を確認しておりますので、予約が入った段階での入力をお願いします。予算上限に達してしまった場合、助成対象になりませんので予約が入った時点で予約入力、お客様がチェックアウトされた時点で実績報告いただくなど迅速な入力・報告をお願いします。

2.実績報告をしましたが、報告内容を修正したいです。

実績報告が完了したものについては、施設様側の画面では変更ができません。事務局で差戻しを致しますので、事務局までご連絡ください。

3.第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン事務局(県民割)と同様、事務局への定期的な実績報告は必要ですか？

10/11～3/30 までの全国旅行支援と同じく、必要ございません。予約管理システムにて入力いただいた内容をもとに予算執行状況を確認しておりますので、早期の予約入力・報告をいただくよう、ご協力をお願いします。

**(新規予約入力は 5 月 19 日(金)18:00 をもって終了致します。以降の新規予約入力はできかねますので、ご了承ください。)**

4.1 泊目と 2 泊目で人数が変わる場合、システムへの入力方法はどちらが良いですか？

システム上、同じ人数でないと入力できない仕様になっておりますので、1 泊目と 2 泊目で宿泊人数が変わる場合は、1 泊目と 2 泊目で分けて入力を行っていただき、関連性がわかるように割引申請書に明記をしてください。